

## よくあるご質問（6/26追加）

No.	カテゴリー	対象	Q	A
1	認定申請	施設型給付幼稚園 ・認定こども園  私学助成幼稚園	給付認定申請書（A票）について 「申請先」はどこの区を記入したらよいですか。	園のある区をご記入ください。  例）西区在住、中区にある園を利用 →申請先「横浜市 中 区長」
2	認定申請	施設型給付幼稚園 ・認定こども園  私学助成幼稚園	給付認定申請書（A票）について 「1 申請に係る児童」の「続柄」はどのように記入したらよいですか。	申請者（給付認定保護者となる方）から見た続柄をご記入ください。  例）「子」
3	認定申請	施設型給付幼稚園 ・認定こども園  私学助成幼稚園	利用施設届出書（C票）について 「利用開始日」はどのように記載したらよいですか。	入園した日をご記入ください。 その際、必要に応じて元号については令和を二重線で消し、平成とお書きください。 なお、令和1年10月1日と記入してしまった方については、そのままご提出していただいても結構です。
4	認定申請	施設型給付幼稚園 ・認定こども園	教育・保育給付認定の1号の申請の際に、マイナンバーの届出を行っていますが、再度届出を行わなければいけないのですか。	施設等利用給付認定についても、マイナンバーの届出は必要となりますのでご提出をお願いいたします。
5	認定申請	施設型給付幼稚園 ・認定こども園  私学助成幼稚園	10月より前に退園する予定がある場合は、利用案内を配布する必要がありますか。	今回の施設等利用給付認定は、10月からの認定を行うもので、10月以降に園されない方については申請をしていただく必要はありません。 なお、転園される場合は転園先の園、お引越し等で市外に転出される場合は転出先の市町村で、認定に関する手続きをしていただくようご案内ください。
6	認定申請	施設型給付幼稚園 ・認定こども園  私学助成幼稚園	6月以降に新しく入園される場合は、認定についてどのように案内したらいいですか。	施設型給付幼稚園・認定こども園 →説明会資料34p FAQ4、5  私学助成幼稚園 →説明会資料38p FAQ5
7	認定申請	施設型給付幼稚園 ・認定こども園  私学助成幼稚園	10月以降、市外から転入して入園を予定している場合、認定申請をどのように案内したらいいですか。	横浜市に転入後のお手続きをご案内いただき、転入後、園から園のある区のこども家庭支援課に申請書類等をご提出ください。 転入から利用まで日が無い場合は、保護者に事前に利用案内をお渡しいただき、転入に合わせて保護者から直接園のある区のこども家庭支援課にご提出いただくことも可能です。
8	認定申請	施設型給付幼稚園 ・認定こども園  私学助成幼稚園	2歳児を対象にプレスクール（保育）を実施している場合、プレスクール利用者にも認定申請を案内するのですか。	幼稚園で実施しているプレスクールが、一時預かり事業や認可外保育施設としての届出を行っていない場合、無償化の対象ではないため、利用案内を配布していただく必要はありません。  幼稚園で実施しているプレスクールが、一時預かり事業や認可外保育施設としての届出を行っている場合は、保育の必要性のある市県民税非課税世帯のこどもが対象となります。認定申請の案内方法については、別途保育・教育運営課（671-3710）にお問い合わせください。

No.	カテゴリー	対象	Q	A
9	副食費	認定こども園	説明会資料8 p、2副食材料費の免除について副食費の免除対象者の第3子について、「小3から数えて」とありますが、認定こども園の2号（保育）利用の場合の数えかたはどうなりますか。	認定こども園の2号（保育）利用の子どもの場合、保育所と同様になりますので、就学前の子どもから数えて第3子以降の子どもが対象となります。
10	副食費	施設型給付幼稚園・認定こども園	副食費の免除対象者について園でどのように確認したらいいですか。	副食費の免除対象者については、9月中に園に一覧をお示しする予定ですので、そちらをご確認ください。
11	副食費	施設型給付幼稚園・認定こども園	副食費の免除対象者について10月から給食費を減額するのですか。	副食費の免除対象者については、9月中に園に一覧をお送りする予定です。対象者については10月から副食費が免除となりますので、給食費から副食費分を減額した金額を保護者から徴収してください。
12	副食費	施設型給付幼稚園・認定こども園	副食費の免除対象者に対して減額した分の副食費についてはどのように市から給付されますか。	副食費の免除分については、あらたに公定価格上の加算項目として園に給付される予定です。毎月の運営費請求の際に、合わせてご申請ください。（今後、幼児教育・保育の無償化にかかる事務変更に伴い、請求ソフトの変更を予定しております。） なお、加算額の計算方法は下記のとおりとなる予定です。 1号認定こども…月額4,500円×（当該月における給食実施日数÷基準日） 給食実施日数：こども全員におかずを提供できる体制をとっている日 基準日数：現在国で検討中です 2号認定こども…月額4,500円
13	副食費	私学助成幼稚園	副食費の免除対象者について園でどのように確認したらいいですか。	私学助成幼稚園の利用者の副食費については、実費徴収にかかる補給給付事業により、施設型給付幼稚園・認定こども園の利用者と同等の補助が行われることとなりました。 補給給付事業は保護者の申請により行われるため、今後、園を通じて本事業の案内及び申請書を在園児の皆様に配布していただく予定です。その後、保護者の申請に基づき、市が対象者を確認、保護者及び園に通知する予定です。
14	副食費	私学助成幼稚園	副食費の免除について、どのような事務手続きが必要になりますか。	現在でも国で検討が進められているところであり、市としても運用方法を検討しているところです。詳細が決まり次第改めてお示しさせていただきます。 10月からの副食費が免除の対象となりますので、副食費相当分の算出及び給食実施状況の記録等のご準備をお願い致します。
15	給付	私学助成幼稚園	保育料が月額25,700円未満の場合、入園料も無償化の対象となるとのことですが、すでに保護者から徴収済みの入園料はどうなりますか。	すでに徴収済みの入園料も無償化の対象となります。その場合、下記の計算式のとおり無償化対象金額を算定し、保護者に返金してください。 （無償化上限額25,700円一月額の保育料）×6か月 ※参照 説明会資料22 p
16	給付	私学助成幼稚園	保育料を1年分まとめて支払ってもらっている場合、無償化にあたりどうしたらよいか。	市より、施設等利用費の給付を受けましたら（10月予定）、無償化となる保育料分を保護者に返金してください。